

「家具転倒防止金具の無償取付」に関する補助制度をぜひ、ご利用ください

阿久比町では、大地震等への備えとして、以下に該当する世帯を対象に、家具転倒防止金具を無償で取り付ける(1世帯につき家具4点まで)補助制度を実施しています。

○今年度より対象世帯が拡大しました！！

変更のあった対象要件 満65歳以上の高齢者のみの世帯

→満65歳以上の高齢者の属する世帯へ変更
より多くの方にご利用いただける制度となりました！！

1. 対象世帯・・・町内にお住まいで、次のいずれかに該当する世帯



- (1) 満65歳以上の高齢者の属する世帯
- (2) 身体障害者手帳3級以上の方がいる世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳3級以上の方がいる世帯
- (4) 療育手帳B判定以上の方がいる世帯
- (5) 母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子ども
(義務教育終了後の子どもがいる場合は対象外)
- (6) 愛知県特定疾患医療給付を受給している方のうち、
重症患者の認定を受けている方がいる世帯

(7) (1)～(6)に準ずる世帯で、障害者手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方がいる世帯



2. 対象家具・・・居住する家屋に設置してある家具（洋服ダンス、整理ダンスなど）

- ・家具と壁・柱などにねじ穴をあけ、チェーンやL型金属金具などで固定します。
- ・家電製品や仏壇は対象外です。
- ・借家の場合は、事前に所有者の承諾を得てください。
- ・固定するために家具の移動が必要な場合は、事前に移動をお願いします。

3. 申し込みから取付けまでの流れ

令和8年度の申し込み期限は、12月24日(木)までです。

申込順 先着10世帯

- (1) 「家具転倒防止金具取付け申請書」を記入し、
防災交通課へお申し込みください。
- (2) 家具を下見する日時を調整するため、防災交通課から電話で連絡をします。
- (3) 町が委託した施工業者と防災交通課担当者が訪問し、下見をします。
- (4) 取付け作業日時を決定します。
- (5) 施工業者が訪問し、取付けを行います。



【申請・問い合わせ先:防災交通課防災係 TEL (48)1111 内線 1209】